

令和3年12月13日

「新たな特殊車両通行制度」説明会及び質疑応答会の開催について

令和4年4月1日から新たな特殊車両通行制度「新制度」が導入されます。
新制度では、情報が電子データ化された道路について、国が一元的に処理することにより、登録を受けた特殊車両において、即時に通行可能な経路が示される制度になります。

新制度の理解を深めると共に、事業者が新制度を開始しやすい環境を整えることを目的として、国土交通省道路局の担当官による、説明会及び質疑応答会を開催することになりました。

つきましては、参加希望があれば、12月17日までに、以下宛にFAXをお願いします。FAX受け取り後、再度こちらから詳細な案内をいたします。

FAX送付先 長野県トラック協会 西沢宛
026-254-5155

参加希望

事業者名

担当者

電話番号

令和3年12月

「新たな特殊車両通行制度」説明会及び質疑応答会 開催概要

全日本トラック協会では、令和4年4月1日施行の新たな特殊車両通行制度（以下「新制度」。）について、トラック運送事業者に対して説明会により具体的な内容の周知を図り、質疑応答により疑問点や不明点などを解消することで、新制度の理解を深めると共に事業者が新制度を利用開始しやすい環境を整えることを目的として、説明会及び質疑応答会を開催します。

1. 説明会

国土交通省 道路局 道路交通管理課を講師として、オンデマンド配信による動画での説明会を開催します。

（1）配信内容

「新たな特殊車両通行制度について」（仮題）

講師：国土交通省 道路局 道路交通管理課 様

（2）配信方法

オンデマンド配信。 ※配信方法の詳細は後日連絡

（3）配信期間

令和4年1月下旬からの配信を予定。 ※配信期間の詳細は後日連絡

2. 質疑応答会

説明会の動画を閲覧された上で、質疑がある事業者に向け、全日本トラック協会と各都道府県トラック協会をWEB会議システムで接続し、リモート形式にて、国土交通省と事業者との質疑応答会を開催します。

（1）開催日

次の①～③のうち、貴協会の開催日として希望する日程を「3. 参加連絡」によりご連絡下さい。1開催あたり15～16協会の参加数に調整させていただきます。

①令和4年2月1日（火）13時30分～16時30分（予定）

②令和4年2月2日（水）13時30分～16時30分（予定）

③令和4年2月3日（木）13時30分～16時30分（予定）

（2）対象

説明会の動画を閲覧した上で質疑がある事業者、質疑応答の視聴を希望する事業者

※質疑の内容は、新制度に関することに限ります。

(3) 会 場

事業者が参加する会場は、各都道府県トラック協会にて用意をお願いします。

(4) 開催方法

「Microsoft Teams」を用いたリモート形式で行います。

<現時点での開催方法（案）> ※正式決定後に改めて連絡

① 1 開催あたり 15～16 協会と同時接続します。

参加協会において自協会以外の質疑応答を視聴することも可能とします。

② 1 協会あたり質疑応答の時間枠 10 分を設定します。

時間枠内における質疑の方法は各協会にて調整いただいて構いません。

特段の調整がない場合には、多くの事業者からの質疑に回答できるよう、質問は 1 事業者 1 問を基本とします。この場合、協会の時間枠内において、他の事業者からの質疑がない場合、同一事業者の 2 問目以降の質疑は可能です。

③ 順番に各協会を呼び出し、国土交通省と事業者との質疑応答を行います。

※協会の順番は予め連絡します。

④ 協会の時間枠を満了した場合、もしくは、時間内に質疑応答が終了した場合、次の協会の順番となります。

⑤ 参加協会を 1 周した段階で、時間に余裕があり、かつ、質疑者がいれば 2 周目を行います。2 周目の方法は残り時間等により判断します。

⑥ 全体の時間枠を満了した場合、もしくは、時間内に参加協会における全ての質疑応答が終了した場合、会を終了します。

3. 参加連絡

質疑応答会への参加を希望される協会は、別紙「参加連絡票」に必要事項を記入し、令和 3 年 12 月 20 日(月)までに、道路企画室宛てメール (dourokikaku@jta.or.jp) または FAX (03-3354-1019) にてご連絡願います。

希望日を踏まえて各協会の参加日を決定し、ご連絡させていただきます。

◇本件の問い合わせ先

企画部 道路企画室 小山、廣瀬

TEL:03-3354-1068 E-mail:dourokikaku@jta.or.jp

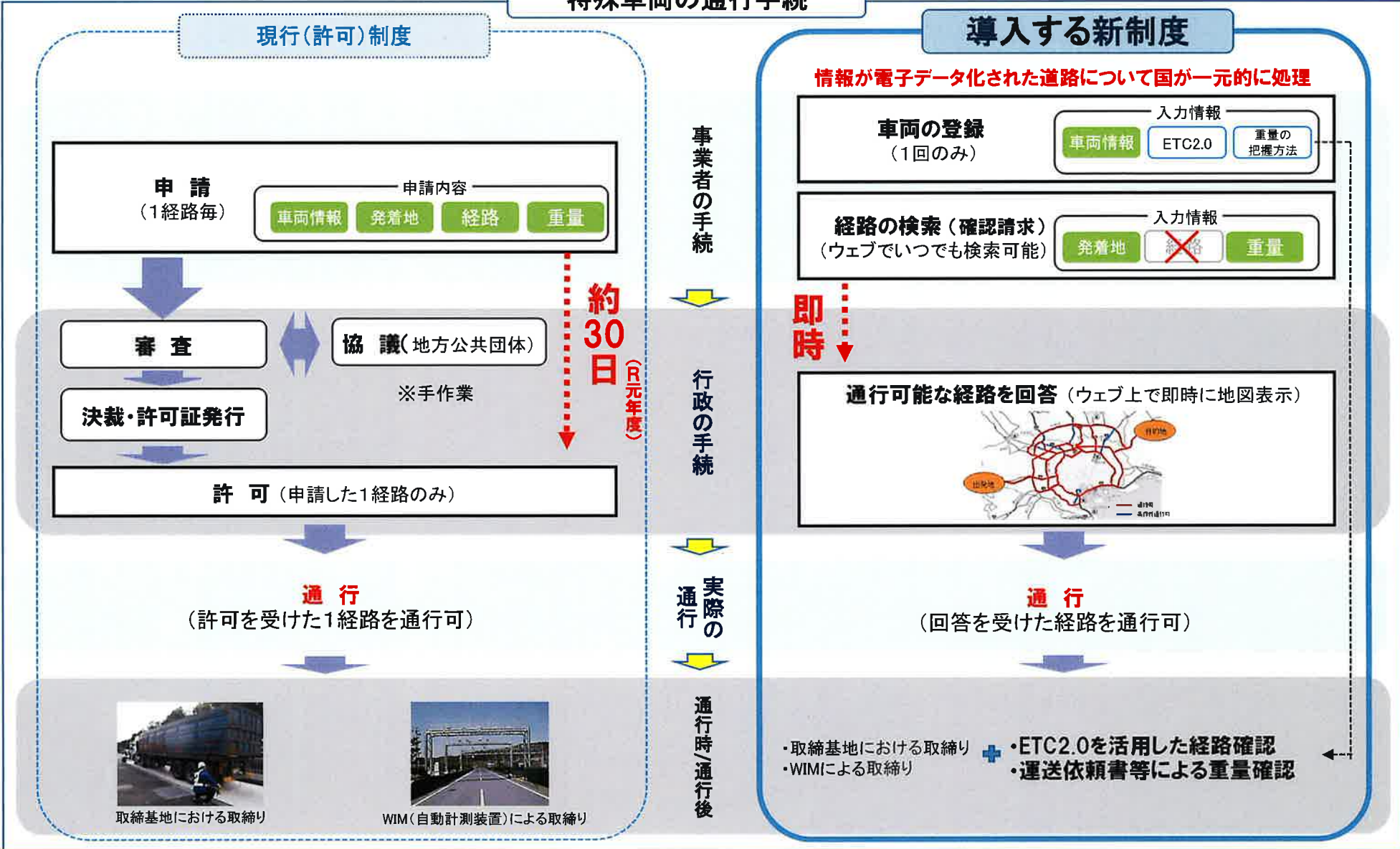
物流生産性の向上のための特殊車両の新たな通行制度の創設について

参考①

デジタル化の推進による新たな特殊車両通行制度の導入

道路法等の一部を改正する法律(令和2年法律第31号)により創設
(公布:令和2年5月27日 施行:令和4年4月1日)

特殊車両の通行手続



※国土交通大臣は、登録等の事務を一定の要件を満たす法人に行わせることが可能

登録の手数料

申請1件(1台)につき 5,000円 (5年間有効)

確認の手数料

確認1件につき 600円

※2地点間の主経路及び代替経路(渡り線含む)(双方向)を同時に確認。

○申請者の多様なニーズに対応するため、検索範囲を限定した確認方法にも対応

【検索範囲を都道府県内に限定して確認する場合】

確認1件につき 400円 (1都道府県あたり)

※都道府県内の主要道路すべてを一括して検索・確認。(主要道路=重要物流道路・大型車誘導区間)

※接続する都道府県を同時に確認する場合、5県目からは300円/県、15県目からは200円/県)

【一度確認した経路に追加して経路を確認する場合】 (※目的地や経由地の追加等を想定)

確認1件につき 100円 (経路延長10kmまで)

※延長が10kmを超える場合は、10kmごとに100円

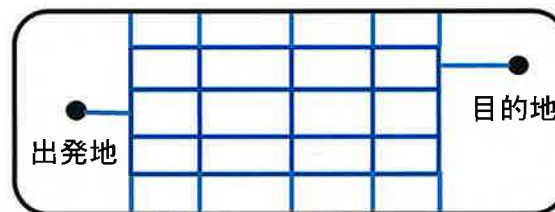
通行可能経路の確認方法は、①経路検索 と ②マップ検索(都道府県単位) があり、利用者の通行形態に応じて選択可能。
 さらに、一度確認した通行可能経路に追加して、経路を確認することも可能。

確認方法	内 容	基本的な検索	追加的な検索(手数料は別途)
経路検索*	<ul style="list-style-type: none"> ○ 出発地から目的地までの 主経路 と 代替経路 (それぞれ双方向)を確認 ○ 主経路・代替経路をつなぐ 渡り線(双方向)もあわせて確認 	<p>出発地 目的地</p>	<p>出発地 目的地 新たな目的地</p>

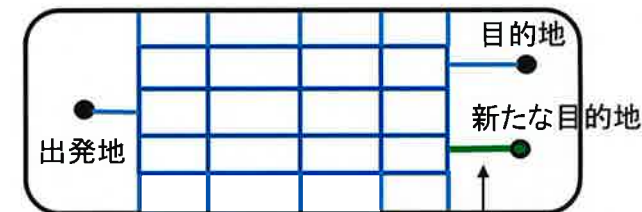
マップ検索* (都道府県単位)

- 出発地、目的地を含む **都道府県内の道路網**を確認

<一の都道府県の区域>



<一の都道府県の区域>



<追加経路>

※ いずれも一年間有効とし、中間部分(ラストマイル以外)は、主要道路(重要物流道路・大型車誘導区間)を確認

新たな確認制度は、現行許可制度と比較して、**使い勝手が良い(早い、簡単、便利) 手続き** となっている。
現行許可制度 1経路 200円 ⇒ 新たな確認制度 1件 (主経路・代替路・渡り線) 600円

現行許可制度

- 審査に時間がかかる
[申請から許可まで約30日※]
- 申請手続きが煩雑
[申請者が経路を細かく指定]
[申請の都度、車両諸元を入力]
- 許可経路が固定的
[1経路(片方向)ごとに許可]



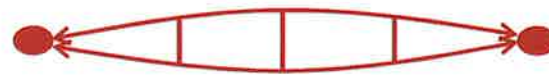
○すべての道路、すべての車両に対応

許可の手数料
1経路につき 200円
(道路管理者が複数にまたがる場合)

※令和元年度実績

新たな確認制度

- 早い**
[オンラインシステムで即時に確認]
- 簡単**
[システムが自動的に経路を検索]
[車両登録は初めの一回だけ]
- 便利**
[複数経路(双方向)を一度に確認]



※道路事情に応じて柔軟な経路選択を可能に

○情報が電子データ化された道路、登録基準値内の重量・寸法の車両に対応

確認の手数料
1確認につき 600円
(基本検索の場合。別途、登録手数料が必要)